

# ○津軽広域連合附属機関設置条例

(平成 26 年 3 月 26 日条例第 2 号)

(趣旨)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

**第 2 条** 津軽広域連合に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱)

**第 3 条** 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(職務権限)

**第 4 条** 別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。

(委任)

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

2 津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成 10 年津軽広域連合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 津軽広域懇談会委員

第 2 条の 2 第 1 項並びに第 3 条第 2 項及び第 4 項中「第 8 号」を「第 9 号」に改める。

別表第 2 の情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

津軽広域懇談会委員	座長	日額	12,100
	委員	日額	10,000

別表第3中

介護認定審査会委員 障害支援区分判定審査会委員 情報公開・個人情報保護審査会委員	を	介護認定審査会委員 障害支援区分判定審査会委員 情報公開・個人情報保護審査会委員 津軽広域懇談会委員
--	---	---

に改める。

別表

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
津軽広域懇談会	(1) 広域計画に基づき行う各種ソフト事業に関すること。 (2) その他広域連合長が必要と認めること。	(1) 学識経験のある者 (2) 広域連合を組織する市町村から選出された者 (3) その他広域連合長が必要と認める者	10人以上	2年